

平成19年10月18日

総務省 総合通信基盤局
電波部 電波政策課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう しーいーおー そん まさよし
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) ひーびーかぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「周波数再編アクションプラン」の見直しに係る意見募集について別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、宜しくお願い致します。

(連絡先)

ソフトバンクモバイル株式会社

電話番号

電子メール

意見書（要旨）

1. 800MHz 帯 FPU の狭帯域化を強力に推進すべき
2. 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の周波数移行を推進すべき
3. 上記項目に共通する「一定の方向性」の記述は「一定の結論」に変更すべき

意見書

1. 800MHz 帯 FPU の狭帯域化を強力に推進するべき

800MHz 帯 FPU (770～806MHz) は、『① 平成 18 年度から平成 21 年度までの計画で、周波数の利用効率を高めるための有効利用技術の研究開発に取り組む。② 上記①の進捗状況等を踏まえ、狭帯域化等の更なる周波数有効利用方策について検討を行い、平成 21 年度までに一定の方向性を打ち出す』(「周波数再編アクションプラン(平成 19 年 10 月改定版)」案 9 ページ) との記述は、移動体通信用での利用時期を考慮し更にもう一步踏み込むべきであると考えます。

具体的には、700MHz/900MHz 帯及び 800MHz 帯の再編に合わせて狭帯域化等の更なる周波数有効利用方策の検討及び狭帯域化を推進させることにより、平成 24 年 7 月から隣接帯域(710～770MHz 帯) で利用を予定している移動体通信用に当該帯域を利用できるよう早期に関係規定の整備を行うべきであると考えます。

2. 800MHz 帯 MCA 陸上移動通信の周波数移行を推進するべき

「周波数再編アクションプラン(平成 19 年 10 月改定版)」案(9 ページ) では、『850～860MHz 及び 905～915MHz については、デジタル化の状況及び平成 19 年度利用状況調査の評価を踏まえ、更なる周波数の有効利用について検討を行い、今年度中に一定の方向性を打ち出す』と記述されています。

しかし、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信(850～860MHz、905～915MHz) は、「800MHz 帯における IMT-2000 周波数の割当方針」(平成 17 年 2 月公表) において『850～860MHz を使用している MCA については、昨年からのデジタルシステムの導入を開始して間もないことから、当面は使用を継続することとするが、周波数の利用状況及び周波数再編の進捗状況を踏まえつつ、700/900MHz 周波数ブロックへの移行も含めて新たな周波数配置への移行を今後検討することとする』及び諮問第 81 号「携帯電話等の周波数有効利用方策」のうち「800MHz 帯における移動業務用周波数の有効利用のための技術的条件」に対する一部答申(平成 15 年 6 月) では、携帯電話用での『周波数配置の全体像としては、810～855MHz(移動局送信) 及び 855～900MHz(基地局送信) の 45MHz 間隔の周波数ブロック並びに 715～768MHz 及び 905～958MHz の 190MHz 間隔の周波数ブロックとすることが適当である』と整理されています。

したがって、800MHz 帯 MCA 陸上移動通信は、平成 24 年 7 月から携帯電話用周波数として使用可能となるよう周波数移行を行うことを明確に記述するべきであると考えます。

3. 上記項目に共通する「一定の方向性」の記述は「一定の結論」に変更すべき

上記1項(800MHz帯FPU)及び2項(800MHz帯MCA陸上移動通信)の周波数は、移動業務用での利用を想定すると期限が迫っており、関係省令等の整備を終えた上で周波数の利用を可能とする必要があり、「一定の方向性」との表現では期限内に結論が出ない可能性が高いため、「一定の結論」に表現を変更すべきであると考えます。

ここで言う「一定の方向性」の定義は、関係省令等の整備を終えた上で、周波数の利用が可能となることを意味するものと考えます(必要であれば、当該アクションプランに「一定の方向性」及び「一定の結論」等の定義を記載すべきであると考えます)。

以上